



# 7月から国民年金保険料の免除などの申請を受け付けます

申・問 佐賀年金事務所 ☎31-4191 市民生活課 保険年金係 ☎75-2159



国民年金の保険料（令和5年度月額16,520円）は、毎月納付が必要です。ただし、経済的に納付が困難な場合は、本人の申請で「国民年金保険料免除・納付猶予制度」を受けることができます。

保険料を未納のままにしておくと、将来の「老齢基礎年金」や障害・死亡といった不慮の事態が生じたときの「障害基礎年金」・「遺族基礎年金」を受け取ることができない場合があります。

免除種類		免除額	保険料	受給額（年金額）	免除期間
申請免除	全額免除	16,520円	0円	8分の4	7月から翌年6月まで
	4分の3免除（4分の1納付）	12,390円	4,130円	8分の5	
	半額免除（半分納付）	8,260円	8,260円	8分の6	
	4分の1免除（4分の3納付）	4,130円	12,390円	8分の7	
納付猶予制度（50歳未満の人）		16,520円	0円	反映されません	4月から翌年3月まで
学生納付特例制度		16,520円			

※免除などの申請ができる期間は申請日の2年1か月前までです  
※免除などの期間は受給要件を満たすための資格期間として計算されます

《審査基準》本人・世帯主・配偶者のそれぞれの前年所得が一定額以下であること。

※新型コロナウイルスの影響で収入が減少した場合は、所得の申立書を添付することで令和4年度分（免除・納付猶予は令和4年7月分から令和5年6月分、学生納付特例は令和4年4月分から令和5年3月分）の申請まで可能です

※減収状況によっては免除に該当しない場合や、免除の種類が変わる場合もあります

《持参するもの》年金手帳またはマイナンバーの分かるもの（マイナンバーカード以外は顔写真付きの身分を確認できるものが必要）。

※離職者がいる場合は、離職票または雇用保険受給資格者証など

※学生の場合は、上記に追加して学生証の写しまたは在学証明書



お知らせ



犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ  
第73回 社会を明るくする運動

▲第73回 “社会を明るくする運動、啓発ポスター

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、明るい地域社会を築くための全国的な運動です。7月は“社会を明るくする運動”の強調月間であり、再犯防止啓発月間で

犯罪や非行の防止と立ち直り支援  
“社会を明るくする運動”は、国や地方公共団体が一体となって推進していくとともに、地域のみならず、佐賀県・多久市を明るくする地域社会にしていきましょう。

## 第73回 “社会を明るくする運動”

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ

問 佐賀保護観察所

防災安全課 安心安全係

☎24-4291  
☎75-2181

